

する日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常等があった場合は、保安業務担当者としての観点から点検を行うこと。

(5) 電気工作物事故発生時の応急措置の指導及び事故原因探求への協力並びに再発防止のためとすべき措置の指導、助言及び必要に応じて臨時点検を実施すること。

なお、事故発生時の緊急出動は休日、夜間にかかわらず通報から40分以内に到着するよう心がけること。

(6) 甲の職員に対する電気保安に関する安全指導を必要に応じて行うこと。

(7) 法令に定める官庁検査に立ち会うこと。

(8) 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事中の点検及び試験を実施すること。

7. 立ち入り場所

電気使用場所の設備について、甲の機密、衛生管理、環境保全、業務上の都合その他の理由で乙がその場所に立ち入りできない場合の外観点検は甲が乙より点検方法の指導を受けて実施し、その結果を乙に通知するものとする。なお、その結果について乙が点検を行う必要があると認めたときは、甲は乙の立ち入りについて措置するものとする。

(1) 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険箇所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）

(2) 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）

(3) 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）

(4) 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）

(5) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

8. 甲及び乙の協力義務

甲は、乙の保安管理業務の実施にあたり甲に指導した事項又は甲乙協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとり、又、乙が助言した事項については、乙の意見を尊重するものとする。

(1) 甲は、乙の保安管理業務に関する計画の策定及び実施について協力すること。

(2) 乙は、保安管理業務を誠実にを行うこと。

9. 連絡責任者等

甲は、甲の保安規程に定める連絡責任者及び発電所を設置する場合には運転責任者をあらかじめ指名することとする。又、甲は連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を乙に通知するものとする。

なお、設備容量が6,000kVA以上となる場合の連絡責任者は、電気工事士法に規定する第1種電気工事士の資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有する者をあてることとする。

また、甲は連絡責任者又はその代務者を乙の行う保安管理業務に立ち会わせることに努めるものとする。

10. 保安業務担当者の資格等

乙は、第2項に掲げる電気工作物の保安管理業務を実施する者（以下「保安業務担当者」といいます。）には、電気事業法施行規則に適合する者をあてるものとする。

(1) 保安業務担当者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、提示することとする。

(2) 保安業務担当者は、必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができることとする。

(3) 保安業務担当者及び保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができることとする。

(4) 電気工作物に事故、故障等が発生した場合、保安業務担当者等又は乙の職員を対応させるものとする。

(5) 乙は、前各項で定める保安業務担当者等を定め、乙の事業所への連絡方法とともに、書面をもって甲に通知し、甲は面接等により本人の確認を行うこととする。

なお、保安業務担当者等の変更の場合にあっても同様とする。

(6) 甲は乙の事業所への連絡方法を確認し、第1号の証明書並びに第5号の通知書等により、本人確認をすることとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

1 1 . 代行者の点検

乙は、保安業務担当者等が次の各号の理由により保安管理業務が実施できない場合は、他の電気事業法施行規則に適合する者(以下「代行者」という。)が実施できるものとする。なお、代行者による実施は6箇月を超えないものとする。

- (1) 地震、台風、水害等が発生した場合
- (2) 保安業務担当者等が病気等で療養を要する場合
- (3) 乙が保安業務担当者等の定期点検の品質管理を行う場合
- (4) 保安業務担当者等が乙の定める勤務時間範囲外に作業を行う場合

1 2 . 点検の延伸

甲又は乙は、次の各号の事情により当該月の定期的に行う電気工作物の精密(細密)点検、月例(月次)点検、定期(年次)点検(以下「定期点検」という。)が実施できない場合は、甲乙協議の上、代替日を決定し定期点検を実施、又は電話等の問診に換えることができるものとする。

- (1) 病原性ウイルスやその他感染拡大のおそれがある疾病が発生した場合
- (2) 地震、台風、水害等により点検に赴けない場合

1 3 . 記録の保存

乙が実施し報告した保安管理業務の結果記録等は、甲が報告者の氏名と報告内容を確認するとともに、甲乙双方において3年間保存することとする。

1 4 . 電気工作物の設置又は変更

甲は、電気工作物を新たに設置又は変更しようとするときは、あらかじめ乙と事前に協議し、安全確保に遺漏ないように努めるものとする。また、電気工作物の新たな設置又は変更により、第2項に記載した設備容量に変更が生じた場合は、契約期間内でも協議するものとする。

1 5 . 甲の通知義務

甲は、次の各号に定める事項を乙に通知するものとする。

- (1) 代表者の変更、譲渡及び合併等による権利義務の承継
- (2) 委託者、事業場の名称及び所在地の変更
- (3) 連絡責任者の決定又は変更。発電所を有する場合は運転責任者の決定又は変更
- (4) 電気事故
- (5) その他乙の保安管理業務実施の上で乙が必要として甲に通知を求めた事項

1 6 . 不安全施設に関する措置等

甲は、乙が実施する保安管理業務の安全をはかるため、良好な作業環境の確保に努めることとし、乙が保安管理業務を実施するための通路又は足場の状態が悪く、作業者の安全が確保しがたい施設等については、甲の負担により改修するものとする。

1 7 . 乙の資格及び職務誠実義務

乙は、電気事業法施行規則第52条の2に定める要件に適合するとともに、保安管理業務を誠実に行わなければならない。

1 8 . 設備の特殊性のため点検できない場合の措置

甲は、次の各号のいずれかに該当する設備の点検については、乙の監督の下で点検、測定・試験の全部又は一部を甲の責任及び負担により、専門業者等に依頼して実施するものとする。これに関し、甲の求めに応じ乙は指導又は助言を行い、甲はその結果を乙に通知し、乙は結果を確認し必要に応じ指導又は助言を行うこととする。

- (1) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- (2) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

- (3) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- (4) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
- (5) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
- (6) 停電のために特殊な操作手順若しくは特定の時間帯にすることが必要となるコンピューター等を使用する回路
- (7) 事業場外で使用されている電気機器である自家用電気工作物
- (8) 常時電路に接続されておらず、専ら移動して使用するための電気機器及びこれに付属する電線
- (9) 非常用予備発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物
- (10) 太陽電池発電設備のうちパワーコンディショナーの絶縁抵抗の測定および保護継電器の動作特性試験

19．損害賠償

乙は、保安管理業務を履行するにあたり、乙の故意又は過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する義務を負う。ただし、乙の責めに帰することができない事由による場合はこの限りでない。

20．災害時の体制

乙は、災害により広域に複数の電気工作物に事故が発生した場合においても、保安管理業務を履行するために適切な措置をとることができるよう体制をあらかじめ整備しておかなければならない。

21．再委託の禁止

乙の資格において受託した保安管理業務を他に委託又は請け負わせてはならない。

22．契約の解除

委託者は翌年度以降の予算において、この契約に係る予算の減額又は削減があつたときは、この契約を解除することがある。

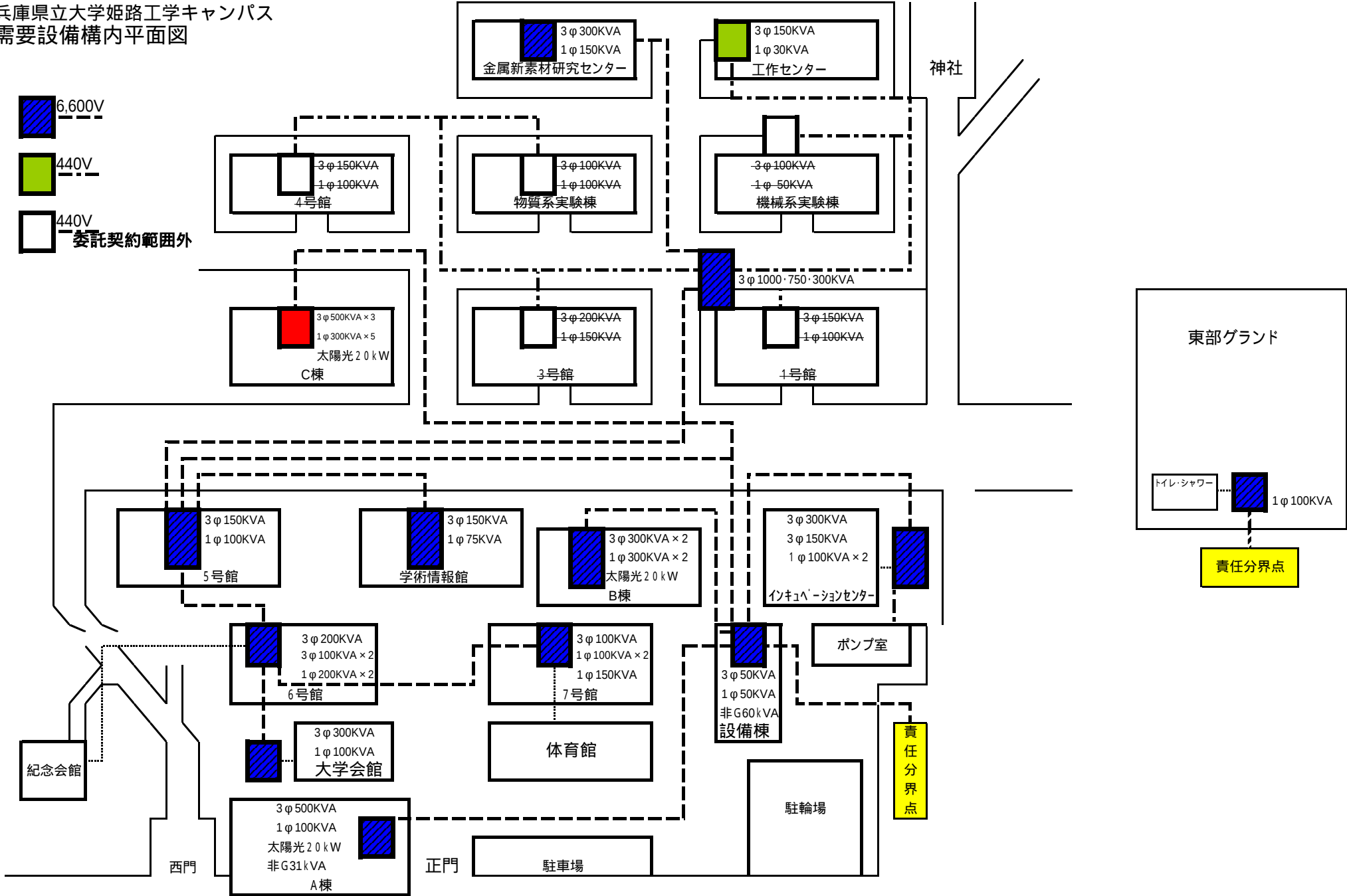
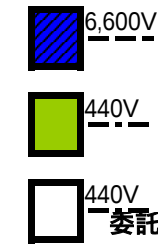
23．その他

甲は、次の各号に定める事項を乙に依頼することとする。

- (1) 経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて行う検査の立会い。
- (2) 中部近畿産業保安監督部への各種届出。

2 キャンパス内の機器等取付による工事は、甲が取りまとめ乙に工事内容を報告し、乙の承諾を得てから着工する。工事完了後、乙が安全確認を行い、甲へ報告をするものとする。

兵庫県立大学姫路工学キャンパス
需要設備構内平面図



電気設備一覧表

1. 受電設備

場所	結線	容量(KVA)	一次側 定格電流(A)	二次側 定格電流(A)	製造年	メ - カー	タップ電圧
1号館北	3φ3W	1000	87.5	1310	2004	三菱電機	6450
	3φ3W	750	65.6	984	1999	大阪変圧器	6600
	3φ3W	300	45.0	393	1999	大阪変圧器	6300
C棟	3φ3W	500	43.7	1375	2021	東 芝	6600
	3φ3W	500	43.7	1375	2021	東 芝	6600
	3φ3W	500	43.7	1375	2021	東 芝	6600
	1φ3W	300	45.5	1429	2021	東 芝	6600
	1φ3W	300	45.5	1429	2021	東 芝	6600
	1φ3W	300	45.5	1429	2021	東 芝	6600
	1φ3W	300	45.5	1429	2021	東 芝	6600
	1φ3W	300	45.5	1429	2021	東 芝	6600
5号館	3φ3W	150	13.1	412	2003	ダイヘン	6600
	1φ3W	100	15.0	476	1989	日立	6600
6号館	3φ3W	200	17.4	549	1993	日立	6600
	3φ3W	100	8.7	275	1993	日立	6600
	3φ3W	100	8.7	275	1993	日立	6600
	1φ3W	200	30.3	952	1993	日立	6600
	1φ3W	200	30.3	952	1993	日立	6600
7号館	3φ3W	100	8.7	275	2008	ダイヘン	6600
	1φ3W	100	15.0	476	1997	日立	6600
	1φ3W	100	15.0	476	1997	日立	6600
	1φ3W	150	22.7	714	1997	日立	6600
大学会館	3φ3W	300	26.2	824	1997	日立	6600
	1φ3W	100	15.0	476	1998	日立	6600
学術情報館	3φ3W	150	13.1	412	2002	ダイヘン	6300
	1φ3W	75	11.3	357	2002	ダイヘン	6450
工作センター	3φ3W	150	196.0	412	2003	ダイヘン	460
	1φ3W	30	68.0	142	2003	ダイヘン	460
東部グラウンド	1φ3W	100	15.0	476	1999	三菱電機	6600
インキュベーションセンター	3φ3W	300	45.0	825	2006	三菱電機	6600
	3φ3W	150	13.1	197	2006	三菱電機	6600
	1φ3W	100	15.0	476	2006	三菱電機	6600
	1φ3W	100	15.0	476	2006	三菱電機	6600
設備棟	3φ3W	50	4.4	137	2016	三菱電機	6600
	1φ3W	50	7.6	238	2016	三菱電機	6600
A棟	3φ3W	500	43.7	1375	2016	三菱電機	6600
	1φ3W	100	15.0	476	2016	三菱電機	6600
B棟	3φ3W	300	26.2	825	2017	愛知電機	6600
	3φ3W	300	26.2	825	2017	愛知電機	6600
	1φ3W	300	45.5	1429	2017	愛知電機	6600
	1φ3W	300	45.5	1429	2017	愛知電機	6600
金属新素材研究センター	3φ3W	300	26.2	825	2018	ダイヘン	6600
	1φ3W	150	22.7	714	2018	ダイヘン	6600

2. 非常用ディーゼルエンジン発電機

場所	内訳	容量 (kVA)	電流 (A)	燃料消費 量 (L/h)	製造年	メーカー	電圧 (V)
	設 備 棟	60	158	14.9	2016	ヤンマー	220
	A 棟	31	83	9.6	2016	ヤンマー	220

3. 太陽光発電設備

場所	内訳	容量 (kW)	パワーコンディショナー		モジュール	
			メーカ	出力電圧	メーカ	使用枚数
	A 棟	20	G S ユアサ	202 V	京セラ	96
	B 棟	20	G S ユアサ	202 V	京セラ	78
	C 棟	20	G S ユアサ	202 V	京セラ	72

内 訳 明 細 書

名 称	数量	単位	備 考
1. 設備棟(キューピクル)[受電点]			
気中負荷開閉器(PAS)点検	1	台	
高圧ケーブル絶縁劣化試験	5	回線	DC5,000V絶縁抵抗測定
遮断器(VCB)点検	9	台	
断路器(DS)点検	1	台	
負荷開閉器(LBS)点検	2	台	
変圧器(Tr)点検	3	台	スコット変圧器を含む
DT - MC切替器	1	台	
地絡継電器試験 67G (DGR)	1	台	特性試験は精密点検時に実施
マルチ継電器試験(受電)(51/27)	3	台	特性試験は精密点検時に実施
マルチ継電器試験(送電)(51/67G)	8	台	特性試験は精密点検時に実施
不足電圧継電器試験(27)	1	台	特性試験は精密点検時に実施
漏電火災警報器試験 LGR	2	台	特性試験は動作不良時に実施
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(高圧)	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	42		
2. 学術情報館(図書館)電気室			
遮断器(VCB)点検	1	台	
断路器(DS)点検	1	台	
負荷開閉器(LBS)点検	1	台	
変圧器(Tr)点検	2	台	
高圧カットアウト	2	台	
高圧コンデンサ点検	1	台	
短絡保護継電器試験 51S(OCR)	2	台	特性試験は精密点検時に実施
地絡保護継電器試験 51G(HGR)	1	台	特性試験は精密点検時に実施
漏電火災警報器試験 LGR	2	台	特性試験は動作不良時に実施
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(高圧)	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	18		
3. 1号館北キューピクル			
高圧ケーブル絶縁劣化試験	1	回線	DC5,000V絶縁抵抗測定
遮断器(VCB)点検	2	台	
断路器(DS)点検	2	台	
負荷開閉器(LBS)点検	2	台	
変圧器(Tr)点検	3	台	
低圧コンデンサ点検	2	台	
短絡保護継電器試験 51S(OCR)	4	台	特性試験は精密点検時に実施
地絡保護継電器試験 67G(DGR)	1	台	特性試験は精密点検時に実施
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(高圧)	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	22		

内 訳 明 細 書

名 称	数量	単位	備 考
4. 工作センター電気室			
変圧器(Tr)点検 乾式	2	台	
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	6		
5. 金属新素材研究センター電気室(キュービクル)			
負荷開閉器(LBS)点検	1	台	
変圧器(Tr)点検	2	台	
高圧カットアウト	2	台	
地絡保護継電器試験 51G(HGR)	1	台	特性試験は精密点検時に実施
漏電火災警報器試験 LGR	2	台	特性試験は動作不良時に実施
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(高圧)	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	13		
6. 5号館電気室(キュービクル)			
高圧ケーブル絶縁劣化試験	3	回線	DC5,000V絶縁抵抗測定
遮断器(VCB)点検	6	台	
断路器(DS)点検	1	台	
負荷開閉器(LBS)点検	2	台	
高圧電磁接触器(VCS)点検	2	台	(不使用中)
変圧器(Tr)点検	2	台	
短絡保護継電器試験 51S(OCR)	12	台	特性試験は精密点検時に実施
地絡保護継電器試験 67G(DGR)	3	台	特性試験は精密点検時に実施
地絡電圧継電器試験 64V	1	台	特性試験は精密点検時に実施
漏電火災警報器試験 LGR	2	台	特性試験は動作不良時に実施
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(高圧)	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	39		
7. ポンプ室 - 電気設備			
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	3		
8. 6号館電気室(キュービクル)			
高圧ケーブル絶縁劣化試験	2	回線	DC5,000V絶縁抵抗測定
遮断器(VCB)点検	3	台	
断路器(DS)点検	1	組	
負荷開閉器(LBS)点検	7	組	
変圧器(Tr)点検	5	台	
高圧コンデンサ点検	2	台	
短絡保護継電器試験 51S(OCR)	6	台	特性試験は精密点検時に実施
地絡保護継電器試験 67G(DGR)	2	台	特性試験は精密点検時に実施
漏電火災警報器試験 LGR	5	台	特性試験は動作不良時に実施
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(高圧)	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	38		

内 訳 明 細 書

名 称	数量	単位	備 考
9. 7号館電気室(キュービクル)			
遮断器(VCB)点検	1	台	
断路器(DS)点検	1	台	
負荷開閉器(LBS)点検	5	台	
変圧器(Tr)点検	4	台	
高圧コンデンサ点検	1	台	
短絡保護継電器試験 51S(OCR)	2	台	特性試験は精密点検時に実施
漏電火災警報器試験 LGR	4	台	特性試験は動作不良時に実施
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(高圧)	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	23		
10. 大学会館キュービクル			
遮断器(VCB)点検	1	台	
断路器(DS)点検	1	台	
負荷開閉器(LBS)点検	3	台	
変圧器(Tr)点検	2	台	
高圧コンデンサ点検	1	台	
短絡保護継電器試験 51S(OCR)	2	台	特性試験は精密点検時に実施
漏電火災警報器試験 LGR	2	台	特性試験は動作不良時に実施
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(高圧)	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	17		
11. 書写記念会館			
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	3		
12. 体育館			
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	3		
13. 東部グランドキュービクル			
気中負荷開閉器(PAS)点検	1	台	
高圧ケーブル絶縁劣化試験	1	回線	DC5,000V絶縁抵抗測定
負荷開閉器(LBS)点検	1	台	
変圧器(Tr)点検	1	台	
高圧コンデンサ点検	1	台	
地絡保護継電器試験 67G(DGR)	1	台	特性試験は精密点検時に実施
漏電火災警報器試験 LGR	1	台	特性試験は動作不良時に実施
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(高圧)	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検、定期点検時に実施
小 計	12		

内 訳 明 細 書

名 称	数量	単位	備 考
14. インキュベーションセンター キュービクル			
遮断器(VCB)点検	1	台	
断路器(DS)点検	1	台	
負荷開閉器(LBS)点検	4	台	
変圧器(Tr)点検	4	台	
高圧カットアウト	3	台	
高圧コンデンサ点検	3	台	
高圧リアクトル点検	3	台	
短絡保護継電器試験 51S(OCR)	2	台	特性試験は精密点検時に実施
漏電火災警報器試験 LGR	4	台	特性試験は動作不良時に実施
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(高圧)	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	30		
15. A棟電気室(キュービクル)			
遮断器(VCB)点検	1	台	
断路器(DS)点検	1	台	
負荷開閉器(LBS)点検	2	台	
変圧器(Tr)点検	3	台	スコット変圧器を含む。
低圧コンデンサ点検	3	台	
DT - MC切替器	1	台	
マルチ継電器試験(受電)(51/67G/27)	4	台	特性試験は精密点検時に実施
地絡過電圧継電器動作試験(OVGR)	1	台	特性試験は精密点検時に実施
不足電圧継電器試験(27)	1	台	特性試験は精密点検時に実施
漏電火災警報器試験 LGR	4	台	特性試験は動作不良時に実施
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(高圧)	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
小 計	26		
16. 非常用予備発電設備(設備棟、A棟)			
外観点検	2	台	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
絶縁抵抗試験	1	式	
自動起動停止試験	2	台	
電気関係保護継電器の動作特性試験	1	式	精密点検時に実施
小 計	7		
17. 太陽光発電設備(A棟、B棟、2号館)			
(1)パワーコンディショナー			
外観点検	3	式	6か月に一回実施
保護継電器動作試験	3	式	甲において実施
絶縁抵抗測定	3	式	甲において実施
単独運転機能試験	3	式	
接地抵抗測定	3	式	精密点検時に実施
(2)太陽電池アレイ			
外観点検	3	式	6ヶ月に一回実施
絶縁抵抗測定	3	式	
接地抵抗測定	3	式	精密点検時に実施
小 計	24		

内 訳 明 細 書

名 称	数 量	単 位	備 考
18. B棟電気室(キュービクル)			
遮断器(VCB)点検	1	台	
断路器(DS)点検	1	台	
負荷開閉器(LBS)点検	4	台	
高圧電磁接触器(VCS)点検	3	台	
変圧器(Tr)点検	4	台	
高圧コンデンサ点検	3	台	
短絡保護継電器試験 51S(OCR)	2	台	特性試験は精密点検時に実施
地絡保護継電器試験 67G(DGR)	1	台	特性試験は精密点検時に実施
地絡過電圧継電器動作試験(OVGR)	1	台	特性試験は精密点検時に実施
不足電圧継電器試験(27)	1	台	特性試験は精密点検時に実施
漏電火災警報器試験 LGR	4	台	特性試験は動作不良時に実施
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(高圧)	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
DT-MC切替器		台	
小 計	30		
19. C棟キュービクル			
遮断器(VCB)点検	5	台	
断路器(DS)点検	1	台	
負荷開閉器(LBS)点検	12	台	
高圧電磁接触器(VCS)点検	4	台	
変圧器(Tr)点検	8	台	
高圧コンデンサ点検	4	台	
短絡保護継電器試験 51S(OCR)	10	台	特性試験は精密点検時に実施
地絡保護継電器試験 67G(DGR)	4	台	特性試験は精密点検時に実施
地絡過電圧継電器動作試験(OVGR)	1	台	特性試験は精密点検時に実施
不足電圧継電器試験(27)	1	台	特性試験は精密点検時に実施
漏電火災警報器試験 51G	8	台	特性試験は動作不良時に実施
母線点検	1	式	
配電盤(分電盤)点検	1	式	
絶縁抵抗測定(高圧)	1	式	
絶縁抵抗測定(低圧)	1	式	
接地抵抗測定	1	式	精密点検時に実施
DT-MC切替器		台	
小 計	63		

月例(月次)点検基準

1. ケーブル・ケーブルヘッド、遮断器の目視による取り付け状態の正常確認及び放射温度計による計測
2. 遮断器、パワーヒューズの目視による正常確認及び放射温度計による計測
3. 変圧器の温度、油量、音響、外部状況等の正常確認及び放射温度計による計測
4. 母線、碍子等の目視による正常確認及び放射温度計による計測
5. 電力用コンデンサの油漏れ、取り付け状態、その他の正常確認及び放射温度計による計測
6. 変圧器、計器類の正常確認及び放射温度計による計測
7. 各種盤のスイッチ類、表示器、ケーブル端子類の正常確認及び放射温度計による計測
8. 非常用発電設備の目視による正常確認
9. 太陽光発電設備の目視による正常確認（6ヶ月に1回）
10. 幹線設備の目視による正常確認及び放射温度計による計測
11. 照明、スイッチ、コンセント設備の正常確認及び放射温度計による計測
12. 各種接地線の正常確認
13. その他付随する事項の正常確認と非常時の対応
14. 各電力量計表示記録
15. 点検測定結果は、点検報告書として1部提出する。

定期(年次)点検基準

1. 高圧受変電設備の VCB.DS.PAS の作動試験及び点検
2. 高圧受変電設備の DGR.OCR.OVR.LBS.HGR,27 の外観点検。ただし、機器更新推奨年限を超えているものについては、合わせて動作特性試験を実施する。
3. 高圧幹線ケーブルの高圧絶縁抵抗測定（5,000V メガーを使用）
シールド～アースの絶縁抵抗測定（500V メガーを使用）
4. 各館受変電設備の点検・清掃、各端子点検、増締め、サーモラベルの張り替え
5. 受変電室内の配電盤点検（メーター、ランプ他）及び各幹線の絶縁抵抗測定（6.6KV 回路は 5,000V メガー、440V 回路は 500V メガー、200V 回路は 250V メガー、100V 回路は 125V メガーを使用すること。）
6. 各館受変電設備の接地抵抗測定（基準逸脱箇所のみ）
7. 非常用発電設備の外観点検、自動起動停止試験、接地抵抗測定（基準逸脱箇所のみ）
8. LGR の動作試験
9. 太陽光発電設備の接地抵抗測定（基準逸脱箇所のみ）、絶縁抵抗測定（パワーコンディショナーを除く。）及び単独運転機能試験
10. 点検測定結果は、点検報告書として 1 部提出する。
11. 点検中に発見した軽微な不良箇所（要修繕箇所）等については、自主的に修繕を実施し、報告すること。
12. 点検日程は、協議のうえ決定することとし、東部グラウンドを除いて全館停電は 1 日とする。

精密（細密）点検基準

1. 高圧受変電設備の VCB、DS、PAS の作動試験及び点検
2. 高圧受変電設備の DGR、OCR、OVR、LBS、HGR、27 の動作特性試験及び点検
3. 各館受変電室内清掃、各端子点検、増締め、サーモラベル貼り替え
4. 高圧受変電室内の盤点検及び各幹線の絶縁抵抗測定 [測定には、高圧幹線は 5,000V メガー、440V 回路は 500V メガー、200V 回路は 250V、100V 回路は 125V メガー、を使用すること。] また、トランス各メーターその他の点検
5. 各館受変電設備の接地抵抗測定
6. 油量計付き受変電トランスの絶縁油補充（絶縁油は甲の支給とする）が必要な場合は、報告した上で給油すること。
7. 非常用発電設備の外観点検、自動起動停止試験、接地抵抗測定、絶縁抵抗試験、電気関係保護継電器の動作特性試験
8. 低圧回路の 27 動作特性試験及び点検
9. LGR 動作試験
10. 太陽光発電設備の接地抵抗測定、絶縁抵抗測定（パワーコンディショナーを除く。）及び単独運転機能試験
11. 点検測定結果は、点検報告書として 1 部提出する。
12. 点検中に発見した軽微な不良箇所（要修繕箇所）等については、自主的に修繕を実施し、報告すること。
13. 点検日程は、協議のうえ決定することとし、東部グラウンドを除いて全館停電は 1 日とする。